

「京都駅東南部エリア活性化方針の推進 ～「文化芸術」と「若者」を基軸とした新たなまちづくり推進事業～」
に係る業務の委託に係る仕様書（提案用）

1 委託業務名

「京都駅東南部エリア活性化方針の推進 ～「文化芸術」と「若者」を基軸とした新たなまちづくり推進事業～」に係る業務

2 履行期間

契約の日から平成30年3月30日まで

3 業務の目的

京都の玄関口である京都駅の東南部に位置する「京都駅東南部エリア」（以下「本エリア」という。）は、京都駅に近接し、また、京都市立芸術大学が移転する京都駅東部エリアに隣接する立地特性から、世界を視野に入れた新たな文化行政，文化交流を推進していくうえで、重要な地域となっている。

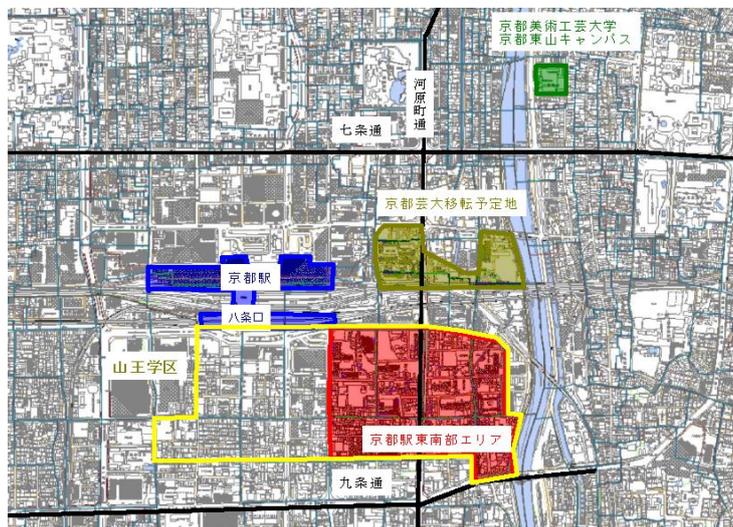
これを踏まえ、本エリアのまちづくりに「文化芸術」という新たな視点を取り入れることにより、「若者」を中心とした新たな人の流れを生み出し、本エリアの課題でもある人口減少や高齢化の進展に歯止めを掛けるとともに、本エリアと京都駅周辺地域の活性化の動きが連動することで京都全体の活性化につなげていくため、平成29年3月に「京都駅東南部エリア活性化方針」（以下「活性化方針」という。）を策定した。

本業務は、活性化方針を踏まえ、本エリアの活性化に向けて、「文化芸術」と「若者」を基軸とした新たなまちづくりを推進するため、地域住民と若手芸術家などが参加するワークショップやイベントの開催を通じた機運の醸成を図るとともに、文化芸術によるまちづくりや若者の移住・定住促進につながる事業の検討や具体化を進めようとするものである。

4 対象エリア

南区山王学区の竹田街道より東側の7箇所町

（おおむね、北は八条通、南は九条通、東は鴨川、西は竹田街道に囲まれたエリア）



5 委託業務内容

(1) 地域の機運醸成に資する事業の企画，実施等

活性化方針を踏まえ，地域住民や地域団体，新たに本エリアで活動したいと考えている人や団体等が，文化芸術によるまちづくりの意義や可能性，本エリアの魅力等を共有するとともに，今後の具体的なまちづくりにつなげていくことが出来る，ワークショップやイベント等を企画，実施し，その成果を取りまとめる。

※ ワorkshopは3～4回程度，イベントは1回の実施を想定。

ア 企画

イ 参加者の選定

ウ 運営

(ア) 参加者との日程調整

(イ) 会場の調整（会場使用料の支払含む。）

(ウ) 資料作成

(エ) 当日の運営（講師，ファシリテーター，出演者等への謝礼支払含む。）

(オ) 会場設営・撤去・運搬

(カ) 備品等の調達及び設置

(キ) 記録作成

(2) 広報

(1)の内容をはじめ，本エリアの活性化の取組を，本エリア内はもとより対外的に広く発信するため，SNS等の作成，リーフレット等の広報ツールの作成，その他広報に必要な業務を行う。

6 成果物

次に掲げる成果物を，本業務終了後30日以内に，京都市に提出すること。

- | | |
|----------------------------|----|
| (1) 業務終了報告書 | 5部 |
| (2) 当該業務の遂行過程で取得し，又は作成した資料 | 一式 |
| (3) 上記(1)及び(2)に係る電子データ | 一式 |

7 委託料上限額

8,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

8 その他

(1) 協議事項

仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、本市と受託者との間で協議を行う。協議が整わないときは、本市の指示するところによるものとする。

(2) 個人情報等の保護

受託者は、本業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報を、本業務の目的外に使用してはならない。委託期間終了後も同様とする。

(3) 損害賠償

本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。

(4) 知的財産権

成果物（上記6）の作成過程で発生した本業務に固有のアイデア、デザイン、手法、資料の知的財産権は、本市に帰属するものとする。

(5) 自主的な情報収集

受託者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行うこと。

(6) 会議又は打合せ場所の確保

受託者は、当該業務の遂行に当たり、本市と会議又は打合せを行う必要があるときは、市役所内で行う場合を除き、会議又は打合せの場所を確保すること。

(7) 留意事項

本事業の委託料には、一部、文化庁の助成金を充てており、印刷物への「平成29年度 文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業」との記載及び文化庁ロゴマークの使用等、必要に応じて文化庁が示す規定に従うこと。また、事業終了後1箇月以内に収支決算書を提出すること。事業の精算に当たっては、文化庁から支出の根拠を示す資料の提出を求められるため、挙証資料を整理し、5年間保管しておくこと。